

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（一部抜粋）

第 3 編 地域公共交通バリア解消促進等事業

第 1 章 バリアフリー化設備等整備事業

（補助対象事業等）

第 7 4 条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表 2 3 に定めるものとする

（生活交通確保維持改善計画）

第 7 5 条 バリアフリー化設備等整備事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
- 二 バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
- 三 バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
- 四 バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- 五 計画期間

2 バリアフリー化設備等整備事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した生活交通改善事業計画の策定をもって、生活交通確保維持改善計画に代えることができる。

（補助金の額）

第 7 6 条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表 2 3 に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

（補助金交付申請）

第 7 7 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第 4-1 による補助金交付申請書に、第 7 5 条第 1 項各号の事項を記載した生活交通確保維持改善計画又は生活交通改善事業計画を添付し、大臣に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第 7 8 条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、

交付決定を行い、様式第4-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第79条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第4-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な場合を除く。
- 二 別表2-3に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。

(交付決定の変更及び通知)

第80条 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第4-4による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第81条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第82条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第4-5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第83条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第4-6による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第4-7による終了実績報告書を大臣

に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第84条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第4-8により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第85条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第4-9による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第86条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の整理)

第87条補 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第88条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第89条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。
一 取得財産等の得喪に関する書類
二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類
2 前項で規定する期間は、処分制限期間告示に定める期間とする。

(取得財産等の管理等)

第90条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善

良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第91条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第4-10による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

別表 2 3 (第 7 4 条第 2 項関連)

バリアフリー化設備等整備事業 (補助対象事業者等)

| 種目 | 補助対象事業者 | 補助対象経費の区分 | 補助率 |
|-----|--|--|--|
| 鉄道 | 鉄軌道事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費 (段差の解消 (構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機 (車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。) を整備する場合に限る。)、転落防止設備 (周辺に観光地や宿泊施設等が所在すること等により、訪日外国人旅行者の利用が多く見込まれる駅において整備するホームドア又は可動式ホーム柵を除く。) 及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費 (資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費 (補助対象事業に直接要する経費に限る。)) ・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費 (駅舎、待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等) | 1/3 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費 (ノンステップバス・リフト付バス (空港アクセス又は観光周遊に使用するものを除く。)、福祉タクシー (ユニバーサルデザインタクシー (空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。)) を除く。) の導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費) ・福祉タクシーの共同配車センターの整備に要する経費 (通信設備整備、車載機器整備、コーディネーターの育成) ・バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費 (段差の解消 (構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機 (車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。)) を整備する場合に限る。)) 及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費 (資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費 (補助対象事業に直接要する経費 | 1/3 (ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては、1/4 又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額に 1/2 を乗じて得た額のいずれか少ない額) |
| 自動車 | 一般乗合旅客自動車運送事業者 (路線定期運行を行う者に限る。)、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者に車両を貸与する者 | <ul style="list-style-type: none"> ・バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費 (ノンステップバス・リフト付バス (空港アクセス又は観光周遊に使用するものを除く。)、福祉タクシー (ユニバーサルデザインタクシー (空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。)) を除く。) の導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費) ・福祉タクシーの共同配車センターの整備に要する経費 (通信設備整備、車載機器整備、コーディネーターの育成) ・バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費 (段差の解消 (構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機 (車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。)) を整備する場合に限る。)) 及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費 (資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費 (補助対象事業に直接要する経費 | 1/3 (ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては、1/4 又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額に 1/2 を乗じて得た額のいずれか少ない額) |
| | 一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、上記に準ずるものとして大臣が認定した者 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉タクシーの共同配車センターの整備に要する経費 (通信設備整備、車載機器整備、コーディネーターの育成) | 1/3 (ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては、1/4 又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額に 1/2 を乗じて得た額のいずれか少ない額) |
| | 一般乗合旅客自動車運送事業者 (路線定期運行を行う者に限る。)、バスターミナル事業を営む者、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者 | <ul style="list-style-type: none"> ・バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費 (ノンステップバス・リフト付バス (空港アクセス又は観光周遊に使用するものを除く。)、福祉タクシー (ユニバーサルデザインタクシー (空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。)) を除く。) の導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費) ・福祉タクシーの共同配車センターの整備に要する経費 (通信設備整備、車載機器整備、コーディネーターの育成) ・バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費 (段差の解消 (構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機 (車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。)) を整備する場合に限る。)) 及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費 (資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費 (補助対象事業に直接要する経費 | 1/3 (ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては、1/4 又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額に 1/2 を乗じて得た額のいずれか少ない額) |

| | | | |
|----|---|--|-------|
| | を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者 | に限る。)) ・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（待合施設、ホームページ制作等） | |
| 海事 | 国内一般旅客定期航路事業を営む者 （以下「国内一般旅客定期航路事業者」という。）及び国内一般旅客定期航路事業者に船舶を貸与する船舶貸渡業を営む者 | ・船舶の移動等円滑化に要する経費（高度バリアフリー化船の建造、船舶の改造に要する経費のうち、高度バリアフリー化船の建造であっては、高度バリアフリー化船の船価と基準船舶（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）に基づくバリアフリー基準に適合した設備だけを設置した船舶）の船価との差額、船舶の改造にあつては改造費（資産の購入を含む）、附带工事費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。)) | 1 / 3 |
| | 国内一般旅客定期航路事業者で旅客船ターミナルを設置し、又は管理する者 | ・旅客船ターミナルの移動等円滑化に要する経費（段差の解消（構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であつて、昇降機（車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。）を整備する場合に限る。）及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む）、附带工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。)) ・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等） | |
| 航空 | 本邦航空運送事業者及び航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者 | ・航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であつて、昇降機（車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。）を整備する場合に限る。）及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む）、附带工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。)) | 1 / 3 |
| | | ・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等） | |

(注)

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第4-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

3. ノンステップバスの導入に係る補助対象は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月20日付け国自技第254号、平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたノンステップバスに限ることとする。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。
4. 「高度バリアフリー化船」とは、「旅客船バリアフリーガイドライン（平成19年3月国土交通省海事局安全基準課）」の推奨基準に適合する設備を有する船舶をいう。ただし、旅客が乗降するための出入口（舷門又は甲板室の出入口をいう）、通路及び車いすスペースのすべてを有していること。